(7) Time-limit for tender : 9 : 30 AM, 8 February 2023.
(8) Other : For details concerning this tender, refer to the Tender explanation.
(9) Contact point for the notice : Accounting section 1, General Coordination Department, Kumamoto Labor Bureau, 2—10—1, Kasuga, Nishi-ku, Kumamoto-city, Kumamoto 860—8514, Japan. Tel. 096—211—1701

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年12月15日
支出負担行為担当官
　経済産業省大臣官房会計課長　坂本　里和
◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13
1　調達内容
(1) 品目分類番号　6
(2) 購入等件名及び数量
　令和５年度コピー用紙（再生紙）　一式
(3) 調達件名の特質等　入札説明書による。
(4) 納入期間　入札説明書による。
(5) 納入場所　入札説明書による。
(6) 入札方法　入札金額は、それぞれのコピー用紙の予定数量に単価を乗じ算出した合計額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領（昭和56年１月23日付け55会第543号）により、令和４・５・６年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
(4) その他　詳細は入札説明書による。
3　入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
　〒100—8901 東京都千代田区霞が関１—３—１　経済産業省大臣官房会計課契約担当　小番美奈子　電話03—3501—1616（ダイヤルイン）
(2) 紙質規格証明書等提出期限　令和５年２月６日12時
(3) 入札書の受領期限　令和５年２月13日16時（郵送による場合は必着のこと。）
(4) 開札の日時及び場所　令和５年２月14日11時　経済産業省会計課入札室（本館１階財務省側入館ゲート外）
4　電子調達システムの利用
　本件は、電子調達システムを利用した入札及び開札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書等の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。
5　その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨。
(2) 入札保証金及び契約保証金　全額免除。
(3) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(4) 契約書作成の要否　要。
(5) 落札者の決定方法　支出負担行為担当官が採用できると判断した紙質規格証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
(6) その他　詳細は入札説明書による。
6　Summary
(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : SAKAMOTO Riwa, Director of the Budget and Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Economy, Trade and Industry.
(2) Classification of the products (Services) to be procured : 6
(3) Nature and quantity of the products to be purchased (required) : Paper of photocopying apparatus, recycled paper 1 Set
(4) Delivery Period : As shown in the tender documentation
(5) Delivery place : As shown in the tender documentation
(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who :
Ⅰ Do not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons with in the said clause ;
Ⅱ Do not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;
Ⅲ Have Grade A, B or C in "sale" in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Economy, Trade and Industry (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024 ;
Ⅳ Others : As shown in the tender documentation ;
(7) Time-limit for verification documents : 12 : 00　6 February, 2023
(8) Time-limit for tender : 16 : 00　13 February, 2023
(9) Contact point for the notice : KOTSUGAI Minako, Budget and Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Economy, Trade and Industry 1—3—1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100—8901 Japan TEL 03—3501—1616

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年12月15日
支出負担行為担当官
　経済産業省大臣官房会計課長　坂本　里和
◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13
○第１号
1　調達内容
(1) 品目分類番号　71、27
(2) 購入等件名及び数量　令和５年度電子決裁システム（easy）運用支援等業務役務請負　一式
(3) 調達案件の仕様等　入札説明書による。
(4) 履行期間　入札説明書による。
(5) 履行場所　入札説明書による。
(6) 入札方法　入札金額は電子決裁システム運用支援等業務役務請負の総価で行う。
　なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。